

第69号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年9月府中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和元年12月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。